

地域包括支援センターについて

◆ 問い合わせ ◆ 地域包括支援センター（すこやかセンター伊野内） 電話893-0231

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが配置され、それぞれの専門性をいかし連携を取りながら支援することを目的とする施設です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わる様々な相談に応じます。

要支援1、要支援2と認定された方のうち必要な方にケアプランを作成するほか、高齢者や介護をされている家族の方などの相談に応じます。

こんなとき、
ご相談ください

- ・足腰が弱まり、日常生活に不安を感じたとき
- ・認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
- ・介護のことでどこに相談してよいか分からないとき
- ・高齢者で消費者被害に遭ったとき。また消費者被害に遭った高齢者を見つけたとき
- ・高齢者で虐待に遭ったとき。また虐待されているような高齢者を見つけたとき など



平成27年度 町の間伐事業などの支援制度

◆ 問い合わせ ◆ 森林政策課（吾北総合支所内）電話867-2322 高知中央森林組合 電話867-2221

町では、森林の健全化及び林業振興を図るため下記の事業について支援を行っています。

- 「仁淀川」山の手入れで元気モリモリ事業
- いの町緊急間伐総合支援事業
- いの町森林（もり）づくり交付金事業



事業区分		補助要件など	補助率
保育間伐		<ul style="list-style-type: none"> ・対象林齢:11年生～60年生の人工林（除伐の場合は11年生～25年生） ・本数間伐率30%、40%、除伐 	県標準単価に森林国営保険加入に要した代金相当額を加えた額
搬出間伐		<ul style="list-style-type: none"> ・対象林齢:31年生～60年生の人工林 ・本数間伐率おおむね30%以上 ・原則、伐採木の80%以上かつ、材積1ha当たり40m³以上を搬出 	搬出材積に応じた額と県標準単価を比較し高い額
作業道整備	開設	・間伐材の搬出など林業経営のため必要な作業道の開設	1m当たり1,500円～3,000円 国庫事業を活用した場合は国・県補助残の1/2以内
	路面整備	・開設、路面整備した年度の翌年度から起算して2年を経過した作業道の路面整備	1m当たり200円～400円
	路面改良	・間伐材の搬出など林業経営のため必要な作業道の改良（コンクリートによる簡易舗装）。ただし、開設、路面整備した年度の翌年度から起算して2年を経過した作業道	1m当たり2,050円～2,450円
	災害復旧	・自然災害により被災した作業道の復旧	1箇所当たり事業費の90%以内、かつ、上限500,000円 ただし、国・県補助額を差し引いた額
広葉樹樹下植栽		・間伐実施後などの人工林において植栽した広葉樹の苗木代	1本当たり500円（消費税込）以内
再造林		<ul style="list-style-type: none"> ・優良な人工林の造成を目的に行う地拵え、植栽 ・造林事業での採択を受けた箇所 	県標準単価の10%～22%以内 ※造林事業などの補助率とあわせると最大で100%となります。
下刈り		<ul style="list-style-type: none"> ・優良な人工林の造成を目的に行う下刈り ・対象林齢:1年生～3年生の人工林 ・造林事業での採択を受けた箇所 	県標準単価の10%以内

※補助事業の詳細については別途、お問い合わせください。